

26川監公第11号

平成26年11月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成26年3月25日付け26川監公第3号で公表した定期監査及び同日付け26川監公第4号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
同	奥	宮	京	子
同	菅	原		進
同	宮	原	春	夫

26川総行革第150号

平成26年9月30日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様
同 奥宮 京子 様
同 菅原 進 様
同 宮原 春夫 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成26年3月25日付け26川監報第3号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成25年度第2回定期監査（工事監査）の結果に対する措置状況

- 1 給水管付替工事における共通仮設の実施について指示及び確認を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

大島3丁目200mm—100mm配水管布設替に伴う給水管付替工事のうち、設計における間接工事費についてみたところ、共通仮設費は同経費の対象工事費に、開削工事及び小口径推進工事による経費率を乗じて積算し計上していたが、施工においては、工事看板、保安施設等の同経費に見合う共通仮設について、工事写真等の関係

書類からその実施を確認できなかったことから、給水管付替工事を施工する場合には、監督員は共通仮設費として計上された経費相当の仮設を請負者に実施させるとともに、その実施状況について確認されたい。

これ以外にも、東門前3丁目300mm—75mm配水管布設替に伴う給水管付替工事において、同様の事例が見られたことから、共通仮設の実施について適切に行われたい。

[措置内容]

給水管付替工事において、工事写真等から工事看板、保安施設等の実施状況が確認できなかったことから、水道工事の設計における共通仮設に見合う内容について、施工計画書への記載及び工事写真等による実施状況の確認などを徹底させるため、説明会等により、請負者へ適切な指示を行うよう関係職員に周知徹底しました。

(上下水道局水道部設計課、同第1配水工事事務所)

2 撤去する給水管の取扱いに関する指示及び確認を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

給水管維持その1工事（単価契約）のうち、給水管の布設替えに伴い撤去した給水管の取扱いについては、設計図書において関係法令に基づき適切に処分することと明示した上で、このことについて監督員は請負者に対し適宜指示を行うとともに、その処分状況について確認されたい。併せて、同給水管の撤去後の処分について所有者から承諾を得られたい。

これ以外にも、給水管維持その2工事（単価契約）及び給水管維持その3工事（単価契約）において、同様の事例が見られたことから、撤去する給水管の取扱いについて適切に行われたい。

また、給水管維持その3工事（単価契約）において、撤去する給水管の施工状況についてみたところ、同給水管の一部は撤去されず公道内に残置されていた。給水管の

撤去を必要とする工事においては、監督員は請負者に当該給水管を確実に撤去させ、その撤去状況について確認を行われたい。

[措置内容]

設計図書において、撤去した給水管の処分方法等に関する明確な指示を行っていなかったことから、処分方法等について特記仕様書に明記するとともに、処分費用についても適切に計上することとしました。併せて、「給水管取替工事の同意書」の様式を見直し、撤去した給水管の処分について所有者から書面にて同意を得ることとしました。

また、監督員から請負者への指示並びに監督員による撤去及び処分状況の確認については、説明会等により関係職員に周知徹底しました。

(上下水道局水道部第1配水工事事務所、同第2配水工事事務所、同第3配水工事事務所)

3 その他改善を要するもの

(1) 施工変更について適切な手続を経た上で指示を行うべきもの

[指摘の要旨]

変更契約前における請負者への指示において、施工変更の内容等について書面による所属内の事前確認手続を適切に行っていなかった事例

[措置内容]

変更契約前に請負者へ施工変更を指示する場合には、その事前手続きについて「港湾局発注工事等の設計変更に係る事前手続取扱要領」を定め、事前に書面による確認を行った上で請負者に対してその旨を指示するように見直すとともに、通知により関係職員に周知徹底しました。

(港湾局川崎港管理センター整備課)